

日行連発第238号
令和5年5月19日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の一部訂正について（周知）

建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用については、「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録制度の運用について（周知）」（令和5年4月7日付・日行連発第19号）にて、お知らせしたところですが、今般、国土交通省より、新旧対照表を一部訂正したとの連絡がありましたので添付のとおりお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

- ・『「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の一部訂正について』一式（zip ファイル）
- ・『「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について」の一部訂正について』一式（zip ファイル）